

令和元年10月8日

記者発表

和歌山県企業立地奨励金制度の拡充について

本県では、新たな産業の創出による産業構造の多様化と雇用の拡大を図るため、職員が年間1,000件を超える企業訪問を行い、インセンティブとなる奨励金制度を設けるなど企業誘致を推進しています。

このたび、県域を越える事業活動を行うなど経済効果の高い「特定物流施設」を新たに奨励金対象として追加、更なる企業誘致を進めてまいります。

「特定物流施設」にかかる奨励金制度の概要

○「特定物流施設」とは

「①貨物運送取扱業」、「②製造業」、「③卸売業」又は「④小売業」を営む事業者が、自ら使用するために建設する倉庫、配送センター又は流通加工場であって、高度な物流システム（物資の仕分けや搬送の自動化等荷さばきの合理化を図るための設備、物資の受発注の円滑化を図るための情報処理システム等）を有する施設をいいます。

○基本要件

- ・ 県内に新たに用地を取得又は賃借し、対象施設を建設、取得、賃借又は増設する企業
- ・ 正社員数21人以上、直近決算期の年間売上高が正社員1人当たり2,000万円以上

○奨励金の交付要件

次のすべての要件に該当することが必要です。

- ①投下固定資産額10億円以上
- ②新規地元雇用者と転入雇用者の総数が10人以上、かつ新規地元雇用者の数が5人以上
- ③当該施設の県外市場における売上高等が50%以上である等、県域を越えた事業を営むこと。
- ④当該施設で自ら道路貨物運送業を行わないこと。

○奨励金の種類（別紙参照）

- ・ 立地奨励金：投下固定資産額 × 10%
 - ・ 雇用奨励金：新規地元雇用者数等 × 30万円（3年間適用）
 - ・ 本社機能移転奨励金：本社部分の投下固定資産総額 × 30%
- ※いずれも1年目の新規地元雇用者数等に応じて限度額があります。

お問い合わせ先
和歌山県企業立地課
古久保、小住（電話 073-441-2750）

誘致企業の奨励金

奨励金の種類	新規地元雇用者数	算定方法	限度額
雇用奨励金	100人未満	(新規地元雇用者数+転入雇用者数)× 30万円(注1)(3年間適用)	1億円 (累計限度額)
	100人以上	(新規地元雇用者数+転入雇用者数)× 50万円(3年間適用)	10億円 (累計限度額)
立地奨励金	50人未満	投下固定資産額×10%(注2)	2億円
	50人以上200人未満		5億円
	200人以上500人未満		10億円
	500人以上1000人未満		50億円
	1000人以上		90億円
本社機能移転 奨励金(注3)	20人未満(注4)	本社部分の投下固定資産額×30%	1億円
	20人以上30人未満(注4)		2億円
	30人以上(注4)		3億円

注1 雑賀崎工業団地、御坊工業団地及び日高港工業団地に新規立地する施設の場合の補助単価は50万円となります。

注2 雑賀崎工業団地、御坊工業団地及び日高港工業団地に新規立地する施設の場合に乘じる率は15%、また、投下固定資産額200億円を超える部分に対して乘じる率は5%となります。

注3 操業を開始した日から3年以内に県外から本社機能を移転し、本社登記が行われた場合

注4 新規地元雇用者と当該本社事務に従事する転入雇用者の総数

備考：増設にかかる立地奨励金は、1億円を限度とします。